

## 河津町大学生等支援給付金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として大学等に在籍する者及びその扶養している者に対し、予算の範囲内において臨時の給付金を交付するものとし、その交付に関し、河津町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和34年河津町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 住民登録者 令和3年1月1日現在で河津町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 大学等に在籍する者 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく、大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）、高等専門学校（第4学年及び第5学年）等に、令和3年1月1日時点において在籍する者をいう。

(給付金交付対象者)

**第3条** 給付金交付の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 住民登録者で大学等に在籍する者
- (2) 住民登録者の被扶養者となっている者で大学等に在籍する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、その他町長が認める者

(給付金の額)

**第4条** 給付金の額は、大学等に在籍する者1人につき10万円とする。

(給付金の交付申請)

**第5条** 給付金の交付を受けようとする者は、河津町大学生等支援給付金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に学生証等の写し及び振込先の通帳の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 給付金交付申請の受付期間は、この要綱の施行日から令和3年8月31日までとする。

(給付金の交付決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、河津町大学生等支援給付金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

**第7条** 町長は、前条に規定する給付金の交付を決定した後、速やかに給付金を交付するものとする。

(実績報告の省略等)

**第8条** 町長は、事務の効率化を図るため、河津町補助金等交付規則第10条に規定

する事業成績等の提出を省略するものとする。

- 2 町長は、第6条に規定する交付決定通知書をもって、当該給付金に係る交付確定があったものとみなす。

(給付金の返還)

- 第9条** 町長は、虚偽その他不正の行為により給付金の交付を受けた申請者があるときは、その申請者から既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年12月31日限り、その効力を失う。